

ボランティア活動を希望される方へ

千葉労災病院

ボランティア活動における個人情報保護について

個人情報保護法が施行されて以来、これまで当院でも職員を対象に情報セキュリティ研修を実施してまいりました。

当院は、患者さんご本人だけでなく、ご家族に関する膨大な情報を扱っています。良質な医療安全を高い水準で保つために、ボランティアの皆様におかれましても当院職員と同様に個人情報保護の取り組みにご理解の上、活動して頂きますようお願い申し上げます。

特に昨今、日常的な情報共有手段となっておりますインターネット上のソーシャルネットワーキングシステム（SNS）やブログなどを利用される場合、ボランティア活動中に病院内で知り得た患者さん、ご家族、職員の個人情報など当院に関する記載については、活動期間中はもとよりボランティアを辞めた後も守秘義務として遵守していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

ボランティア誓約書

令和 年 月 日

千葉労災病院長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

私は、貴院でボランティア活動をするにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 ボランティア活動中に限らず活動終了後においても、千葉労災病院で知り得た医療情報及び患者、職員などの個人情報に基づく機密を、貴院の許可なく第三者に公開。漏えい、利用いたしません。
- 2 上記の誓約に違反し、個人情報などが第三者などに漏えいした結果、貴院が被った被害について、賠償などの責任を負います。
- 3 患者の人権、人格及びニーズ等を尊重して活動します。
- 4 活動にあたっては、医療上必要な事について病院職員及びその業務に従事する職員等の指示に従い行動します。
- 5 私自身や患者にとって危険な行為を行いません。
- 6 健康管理については、私自身の責任において行います。

以上